農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金
国産農林水産物消費拡大対策事業費補助金（農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援のうち地域規模団体支援に係るものに限る。）
都市農村交流等対策推進交付金
都市農村交流等対策整備交付金
特殊自然災害対策整備費補助金
中山間地域等直接支払交付金
農地・水保全管理支払交付金
地すべり対策事業費補助
公害防除特別土地改良事業費補助
震災対策農業水利施設整備事業費補助
農業競争力強化基盤整備事業費補助
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農業用施設災害復旧事業費補助
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
農地保有合理化促進対策費補助金（農地保有合理化促進事業費のうち公益社団法人分に係るものを除く。）
地域再生基盤強化交付金（道整備交付金及び指導監督交付金に限る。）
奄美農業創出支援事業費補助金
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
農地等保全事業費補助金
障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興推進事業費補助金（大臣官房、農林水産技術会議、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）
農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金
農業・食品産業強化対策推進交付金
被災農家経営再開支援交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
除塩事業費補助
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十五年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千八百三十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月五日　農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「農山漁村地域整備交付金」を「農山漁村地域整備交付金　防災対策推進農山漁村地域整備交付金」に改め、同表地域自主戦略交付金の項を削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号の規定は、平成二十五年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千八百三十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月五日　農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（地域バイオマス支援地区推進事業、飼料生産拠点育成地区推進事業及び飼料生産拠点育成型に係るものに限る。）
二　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
三　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
飼料自給率向上対策費補助金
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金（家畜改良推進事業費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）に限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産粗飼料増産対策事業費補助金、エコフィード緊急増産対策事業費補助金（エコフィード利用畜産物認証制度構築事業に係るものを除く。）及び草地生産性向上対策事業費補助金のうち草地生産性向上対策事業に係るものに限る。）
農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業費補助金、新規就農・経営継承総合支援事業費補助金及び地域農業経営再開復興支援事業費を除く。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化推進支援事業に係るもの（地域支援事業費（食品流通円滑化対策検討費を除く。）及び広域六次産業化ネットワーク活動推進事業費に限る。）
二　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費に限る。）